

## 公共施設の低利用時間帯の有効活用に関する提案の募集について

平成27年11月1日公表

### 1 提案募集の趣旨

公共施設は、それぞれが異なる行政目的により建設され、一義的には、目的達成のための使用が優先されています。しかし、このことは、特に夜間において非効率な利用となり、結果として、利用者が負担すべきコストの増加を招いています。

そこで、一般の利用者が負担するコストの軽減を図ることが可能か否かについて検証するため、夜間の時間帯における営利目的での利用を認めることについて、試行的に実施するものですが、事前に利用希望者の意見を聴いたうえで条件設定を行うことが、より事業の効果を上げることにつながると考え、低利用時間帯の有効活用に関する提案を募集するとともに、提案者との対話を実施するものです。

### 2 提案の対象となる施設

提案の対象となる施設（部屋）は、次表のとおりです。位置及び建物の内部については、4ページ以降の図を参照してください。

【提案の対象施設等】

施設名	階	部屋名	利用可能時間	定員	休館日
保健福祉センター	2	第2会議室	18:00～22:00	16名	12/29～1/3
曲松児童センター	3	会議室B	18:00～22:00	18名	12/29～1/3
	2	創作活動室	18:00～22:00	18名	第2月曜日

※1 保健福祉センターのセンターフェスティバル（年1回）及び電気点検日（年1回）の日は全館閉館となり、利用することができません。

※2 曲松児童センターに駐車場はありません。

※3 両施設とも、選挙の投票日及びその前日は利用することができません。また、曲松児童センターは、期日前投票の期間は利用することができません。

### 3 募集する提案の内容

提案の内容は、次の各号に掲げる条件を満たすものとしてください。

- (1) 提案の対象施設（部屋）において、子どもを含む市民の学習や教養等の向上のための講座、教室、塾等を実施するものであること。なお、この場合において、主催者が利益を得ることを妨げるものではありません。
- (2) 提案の対象施設（部屋）において、一定期間（ただし、今回の試行は1

年以内)において定期的実施するものであること。

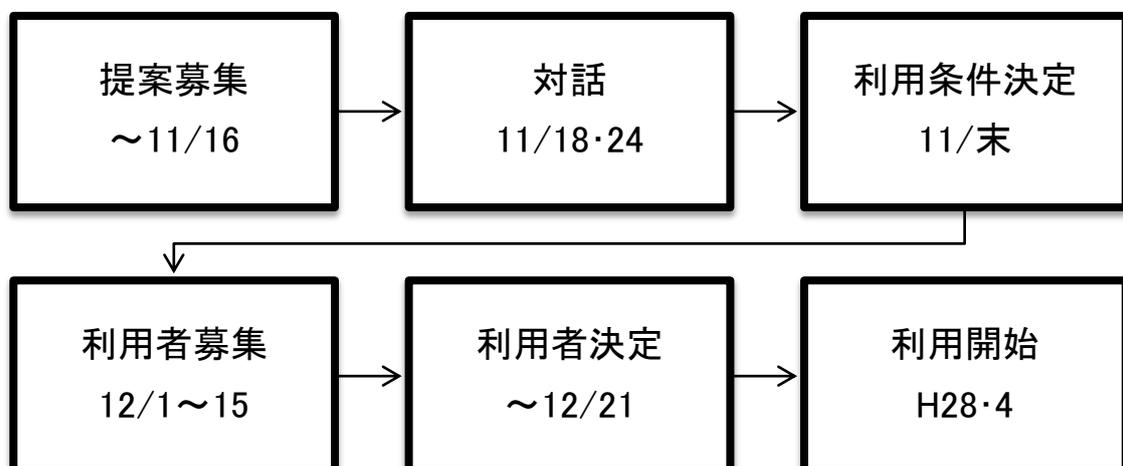
- (3) 使用料については、提案の内容等を踏まえて後日決定しますが、各施設の維持管理コスト(1時間当たり600円~2,000円)以上の金額となる予定であり、その負担を踏まえた運営が行えるものであること。
- (4) 商品等の販売又は会員への勧誘等を主目的とする利用と認められるものではないこと。
- (5) 政治及び宗教目的での利用並びに公序良俗に反する利用と認められるものではないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の持つ高規範性に反する利用と認められるものではないこと。

#### 4 提案の方法

- (1) 別紙様式(8ページ)に必要事項を記入し、メール又はFAXにより平成27年11月16日(月)午後5時までに提出してください。
- (2) 提案者は、提案内容に関する対話(内容に関するヒアリングと意見交換)に参加してください。対話は、平成27年11月18日(水)又は24日(火)の次の時間帯に実施します。希望する日時を記入してください。  
11月18日(水)午前9時、10時、11時、午後2時、3時  
11月24日(火)午後2時、3時、4時
  - どの時間帯でも参加可能な場合は、その旨を記入してください。
  - 対話の日時及び場所は、11月16日(月)午後7時までに御連絡いたします。

#### 5 今後の事業の流れ(予定)

今後の事業の流れ(予定)については、次の図を参照してください。



## 6 注意事項

- (1) 今回の提案の募集は、利用者を決めるものではありません。対話の終了後、提案及び対話の内容を踏まえて利用条件を決定し、利用希望者は、あらかじめ募集します。利用できる者は、その応募内容を審査して決定します。
- (2) 募集条件等の詳細については、決定次第ホームページで公表しますが、事業が中止となる場合もあります。この場合において、本市は、提案者が被ったいかなる損失も補償しませんので、正式決定までは、生徒募集などに当たって御注意ください。
- (3) 利用に当たっては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく「行政財産の目的外使用許可を行いますが、許可を受けた後であっても、同条第 9 項に基づき、本市が公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可の一部又は全部を取り消す場合があります。この場合においては、利用者が被ったいかなる損失も補償しません。

## 7 提出／問い合わせ

秦野市政策部公共施設再配置推進課

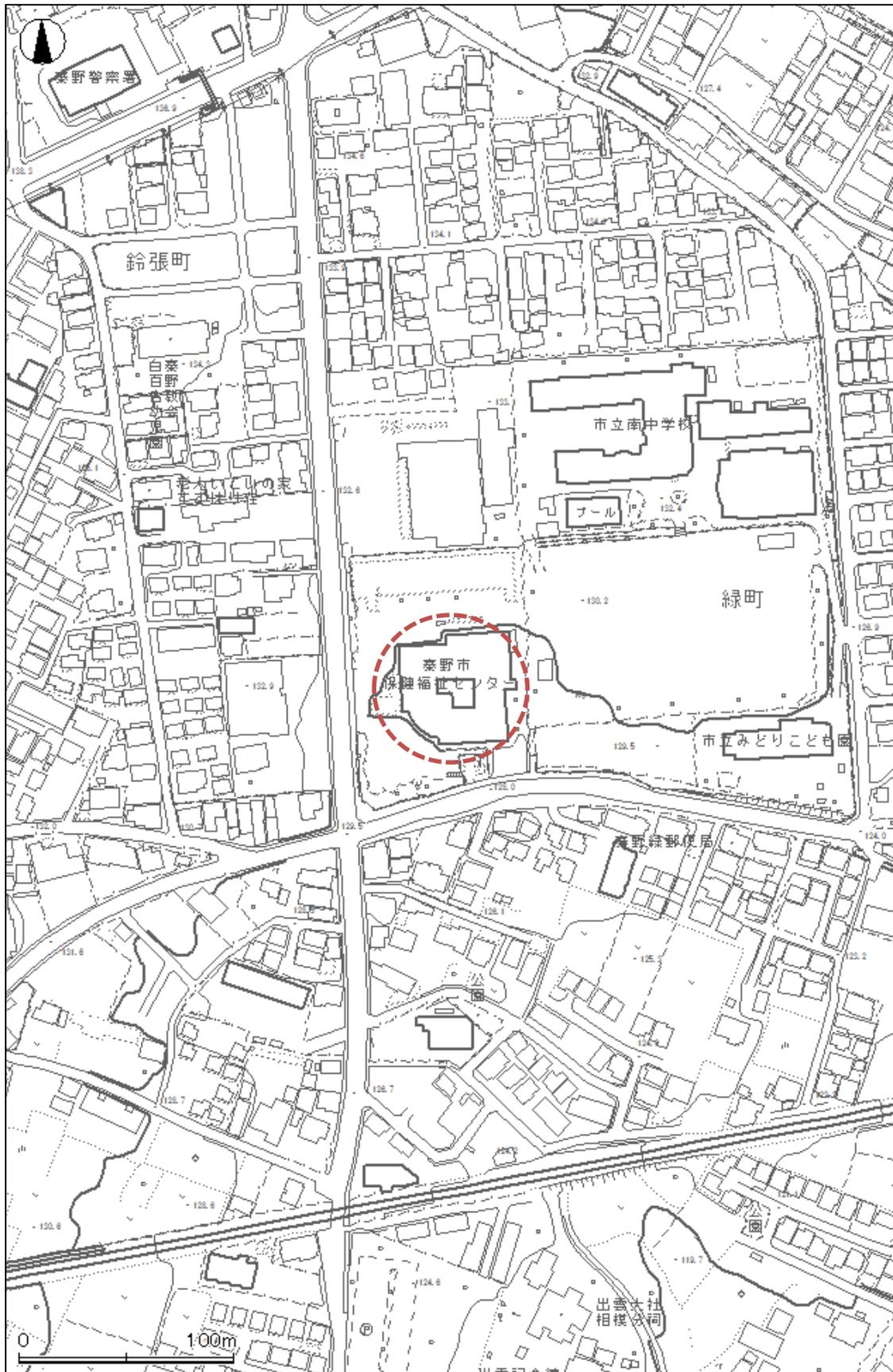
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

Tel0463-82-5122(直通) Fax0463-84-5235

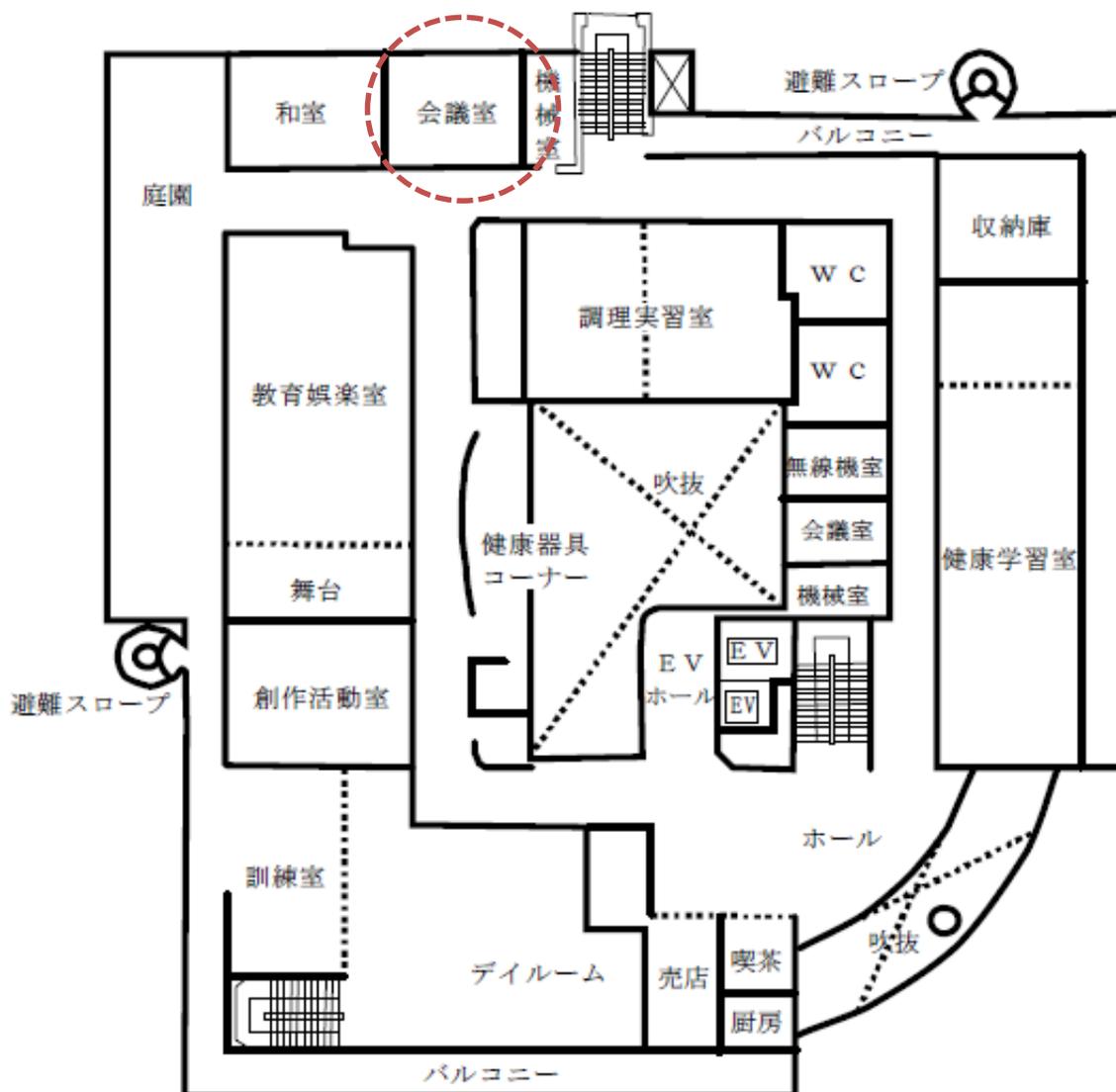
Mail : koukyousisetu@city.hadano.kanagawa.jp

参考：対象施設の位置図及び平面図

【保健福祉センター位置図】



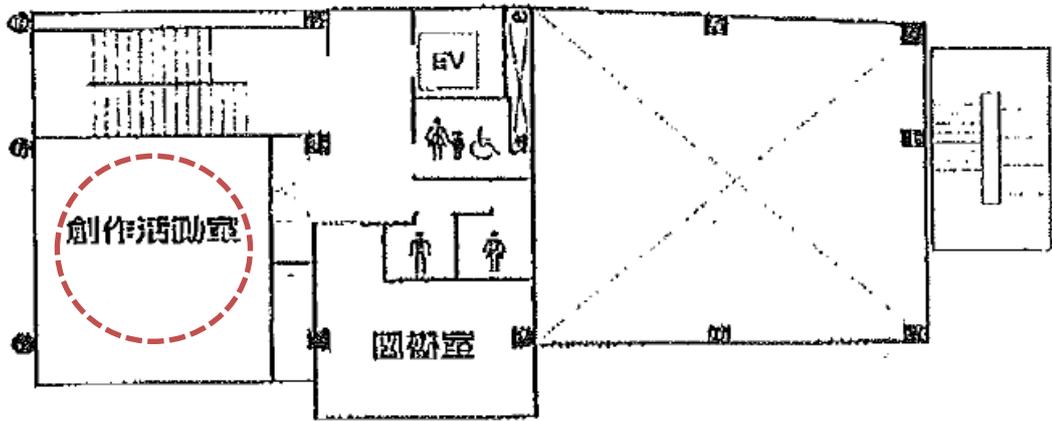
【保健福祉センター2階平面図】



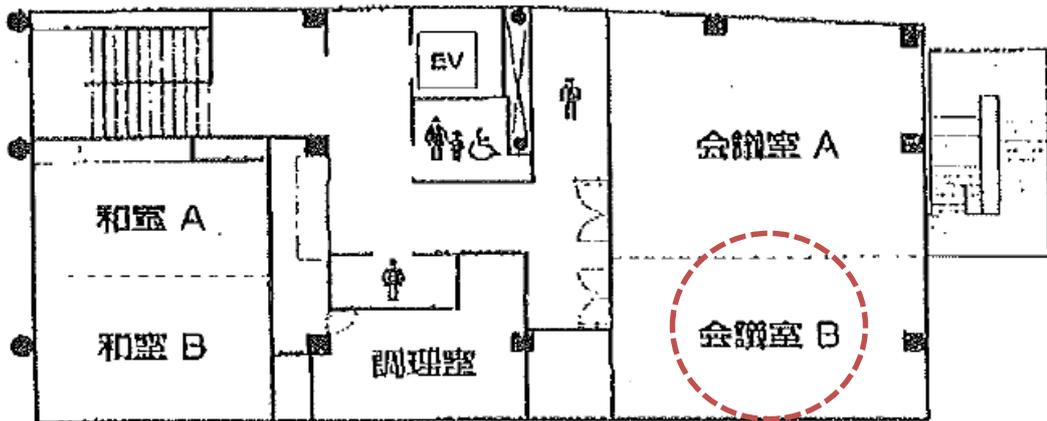


【曲松児童センター2・3階平面図】

## 2階



## 3階



【様式】

## 公共施設の低利用時間帯の有効活用に対する提案書

あて先：秦野市長

提案書提出日	平成 年 月 日
提案者名・法人名	
担当者名・所属(法人)	
提案者住所	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
活用内容	(記入例：〇〇を対象とした〇〇教室の実施)
活用希望施設(部屋) (希望する施設にレ印)	<input type="checkbox"/> 保健福祉センター(第2会議室) <input type="checkbox"/> 曲松児童センター(会議室B) <input type="checkbox"/> 曲松児童センター(創作活動室)
活動希望期間	最低 月 日間・ 年間
活用希望曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日
活用希望時間(17時以降)	時 分～ 時 分
想定する生徒・参加者数	
想定する月謝・授業料等	
対話実施希望日時	第1希望 月 日( ) 時 分 第2希望 月 日( ) 時 分
備考	
対話の内容と結果	

※ 対話参加希望者は、太枠内を記入し、メール又はFAXで提出してください。

(参考) 施設写真



保健福祉センター 第2会議室



曲松児童センター 会議室B



曲松児童センター 創作活動室